

平成 20 年 3 月 4 日

平成19年度合法性・持続可能性証明システム 普及事業の実行結果について

合法木材の供給及び調達（利用）の促進を図るため、木材製品等の供給に係る国内の業界団体及び事業者（森林所有者を含む）及び木材製品等の利用に係る行政機関、業界団体及び事業者、消費者団体、並びに海外の木材輸出関係者等幅広い関係者を対象として普及・啓発活動を行った。

1. 国内の供給者への普及啓発

(1) 研修会の開催

業界認定システムにより供給される合法木材製品の信頼性を確保するため、認定団体および認定事業者の責任者などを対象とした研修を実施した。

平成 19 年 6 月 6,7 日 認定団体の責任者を対象に合法木材供給事業者認定団体研修（東京：全国木材組合連合会主催）実施、受講者 112 団体（うち認定団体 106 団体）、127 名が受講し、認定団体の 8 割余の団体が受講した。

また、認定事業者の分別管理者・文書管理者を対象とした合法木材供給事業者研修は平成 19 年 6 月～20 年 2 月に中央及び都道府県の認定団体が実施した。研修実施団体は 91 団体、研修回数は 172 回、約 3,800 名が受講した。（現時点における報告による。）

研修名	開催時期	主催	研修実行状況
① 合法木材供給事業者認定団体研修	平成 19 年 6 月 (場所:東京)	全木連	受講者 112 団体 (うち認定団体 106) 受講証明書発給者 127 名
② 合法木材供給事業者研修	平成 19 年 6 月～20 年 2 月 (場所:都道府県)	認定団体 (中央団体及び地方団体)	実行団体 91 団体、延べ 172 回 受講者約 3,800 名 受講証明書発給者約 2,300 名 (現時点の報告数)

なお、平成 20 年 2 月 1 日現在の合法木材供給事業者認定団体及び認定事業者数は別紙 1 のとおりである。

(2) 事業者研修用テキスト等の作成・配布

実効性のある実施ができるよう、事業者研修用のテキスト及び副資料「違法伐採問題に関する資料」を各々8千部作成し認定団体、認定事業体に配布した。

また、事業者研修用のテキストをパワーポインデータとしたCDを100部作成し、研修実施主体となる認定団体に配布した。

2. 需要・調達側への普及啓発

需要・調達側に対して、国、地方自治体、企業、業界団体、一般消費者などを対象とした合法木材PRパンフレットを作成・配布するほか、新聞等への広告、エコプロダクツ展などへの出展、各種セミナーの開催、合法木材製品の紹介用ホームページを作成、合法木材マークの制定などを通して、合法木材製品の普及を図った。

(1) パンフレットの作成・配布

- ① 政府出先機関、地方自治体、企業の調達担当者、一般消費者向けパンフレット（「合法木材は地球を守る第一歩」に合法木材推進マークを掲載）を90千部作成し、認定団体、認定事業体に配布し、政府出先機関、地方自治体等に対して合法木材PR用ポスターの配布と併せた普及活動を実施した。
- ② 認定事業者に対し、合法木材製品紹介用ページへの掲載を案内するパンフレット9千部作成・配布した。

(2) ポスターの作成

違法伐採対策の重要性をPRし、合法木材・木材製品の普及及び購入を推進するためのポスターを15千部作成し、認定団体より認定された事業者、政府出先機関（官公庁出先機関）、地方自治体（都道府県、市町村）、土木、建設会社等企業、流通業者等に配布し掲示を依頼するなど普及活動を実施した。

(3) 合法木材製品事例紹介用ホームページの開設

合法木材製品供給事業者が需要調達者、消費者に対し、合法性の証明された木材の入手先情報を提供し、同製品の直接PRをするために、合法木材ナビ上に合法木材製品紹介用ページを開設した。

現在登録仮申請者59社、登録承認済み6社、承認手続中10社

(4) 商品フェアでの展示

昨年に引き続きDIY展、エコプロダクツ展など建材・環境製品等の商品フェアの場で、合法性等証明システムの内容と合法木材製品等の利用促進に向けた展示を行った。

① 8月24～26日 DIY ホームセンターショウ（別紙1）

（幕張メッセ：社団法人日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会主催）

ブースの出展（パネル、合法木材製品の展示、アンケート等の実施）

② 12月13～15日 エコプロダクツ2007展（別紙2）

（東京ビックサイト：（社）産業環境管理団体、日本経済新聞社主催
ブース出展（パネル展示、合法木材製品、映像放映、アンケート、合法
木材PR用ポスターのデザイン選考の一環としてコンテスト実施）

（5）合法木材推進マークの制定

合法木材を証明する取組を普及するため合法木材マークを作成し① 合法木材の証明システム及び合法木材・同製品のPR、② 合法木材・同製品の供給事業者の表示に使用することとした。

合法木材・同製品（主として家具・文具類など最終消費物品）の表示への使用については別途検討することとした。

3. 国際セミナーの開催（別紙3）

信頼性と普及可能性(Credibility and Distirbutablity)の二つをキーワードとし第2回国際セミナーである「違法伐採総合対策推進国際セミナー2007Ⅱ in 横浜 2007 -信頼性と普及可能性のある合法木材証明システムを求めて-」を12月3,4日にパシフィコ横浜で開催した。

フィンランド、米国、カナダ、インドネシア、マレーシア、中国、英国などの木材貿易関係者、国際林業研究センターの研究者などの海外からのゲストを含めて、内外から200名が参加し、熱心な討議が行われた。